

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和3年度第2回相模原市コンプライアンス推進委員会(書面会議)		
事務局 (担当課)		コンプライアンス推進課 電話042-707-7040(直通)		
開催日		令和4年1月20日(木)～1月27日(木)		
出席者	委員	3人(別紙のとおり)		
	その他	0人		
	事務局	3人(総務局長、コンプライアンス推進課長、同総括副主幹)		
公開の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	—
公開不可・一部不可の場合は、その理由		書面会議のため		
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度内部統制中間評価における重大な不備について</li> <li>2 令和3年度内部統制中間評価報告書(案)について</li> <li>3 令和4年度内部統制の取組(案)等について</li> </ol>		

## 審 議 経 過

(審議を書面等で行った理由)

新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために、委員等が一堂に会する方法によらず、書面により委員の意見を求め、回答を得ることにより会議の開催に代えることとした。

主な内容は次のとおり

### 1 令和3年度内部統制中間評価における重大な不備について

資料1-1「令和3年度内部統制中間評価における重大な不備について」、資料1-2「令和3年度不備の再発事案一覧（中間）」、資料1-3「令和3年度再発ではない不備一覧（中間）」について意見をいただいた。

(白澤委員) 資料1-2について、「理由」欄に「金額は少額」との記載が複数あげられている。しかし、金額の明示はなく、何をもちて少額というのか明らかでない。金額についても明示すべきである。

資料1-3について、不備の概要について、簡略に記載されているが、金額の明示や二重払い等の顛末（回収できたのかどうか）も記載すべきである。これらの記載なくして重大な不備かどうかの判断は困難であると思われる。

(事務局) 資料1-2について、金額は「理由」欄ではなく、「金額」欄を作成しているので、当該欄をご覧いただきたい。また、資料1-3について、いただいた意見を踏まえ、修正を行う。

(亀重委員) 資料1-1について、(2)運用上の重大な不備「過去5年間に複数回発生している不備の再発事案であって、経済的・社会的影響が大きい不備又は再発か否かにかかわらず、経済的・社会的影響が著しく大きい不備をいう。」について、説明いただきたい。

(事務局) 内部統制により、同じミスを繰り返さないということが肝要であるとの趣旨から、上記のとおり、運用上の重大な不備を定義している。

過去5年間本市で発生した事務処理ミス事案を抽出し、何度も発生しているリスクを資料1-1の1(2)のとおり特定しています。当該リスクが発生した場合は、重大な不備に該当する可能性があるとして、事案ごとに経済的・社会的影響について、内部統制部会等で審議することとしている。

また、何度も発生しているリスクではなくても、経済的・社会的影響が著しく大きい事案については、重大な不備に該当するか内部統制部会等で審議するこ

ととしている。

(亀重委員) 資料1-3、挙げられているミスが単純なケアレスミスが多いと思った。

「職員の研修旅費の二重払いが生じた。」については、何故、二重払いが起きたか分からず、こんな単純なことにここまでの再発防止策が必要なのか疑問を感じた。

「受注者から保育園及び担当部署に請求があり、それぞれで支払ったため、二重払いが生じた。」については、2か所に請求する業者の側の問題であり、履行場所に重複請求をその都度確認するほどの手間をかけるのは時間の無駄と考える。

「消耗品の購入にあたり、相手方を誤って支払った。」については、このような防止策を考えなくても、普通は相手方を誤って支払わない。なぜ支払先を間違えたのかを明確にしてもっとシンプルに対策を立てるべきと考える。

(松井委員) 過去5年間に複数回発生した事務処理ミスは、少額であっても再発は回避するように、最初の原因究明を徹底することが望まれる。

(事務局) 事務処理ミスが発生した場合、各所属の実情に応じて再発防止策を立てることとしている。推進評価部局においては、各所属に対し、原因分析の結果に基づく確実な再発防止策を講じることや過度な再発防止策としないことについて、引き続き、注意喚起を図っていく。

(亀重委員) 資料1-3、「契約保証金について、税込み金額ではなく、税抜き金額の1割としたため、算定を誤ったことから、契約締結が遅延した。」について、保証金は税抜き金額を基に算定するのが普通と思っても無理もないような気がした。マニュアル等に税込みの1割とあるのか。

(事務局) 契約保証金については、契約規則第33条において「契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする」と規定しており、また、市の行う契約における契約金額は税込み金額とするように契約事務の手引きに記載されていることから税込み金額の1割を保証金とするものである。

## 2 令和3年度内部統制中間評価報告書(案)について

資料2-1「令和3年度内部統制中間評価報告書(案)」、資料2-2「令和3年度内部統制中間評価報告書<附属資料>(案)」について意見をいただいた。

(白澤委員) 財産管理事務(管財課)の是正割合(14.77%)が高いのが気になった。

(事務局) 令和2年度の是正割合は22.86%であり、昨年度、管財課が指摘した是

正項目の指摘が減るなど今年度の中間報告では14.77%に減少した。引き続き、注意喚起を図り、是正事項が減るよう努める。

### 3 令和4年度内部統制の取組（案）等について

資料3-1「令和4年度内部統制の取組について（案）」、資料3-2「リスクの再評価について」、資料3-3「リスク評価シート（再評価後）」について意見をいただいた。

（松井委員） 個別リスクの抽出を必須としないことに関しては、これらによりリスクの把握に支障が生じないように配慮することを期待したい。

（事務局） 個別リスクの抽出については、全庁共通リスクに比べ、各所属の実情に合わせたリスク抽出ができると考えており、必須とはしないものの、積極的に活用するよう促していきたいと考えている。

（白澤委員） 法令違反であっても質的重要性が「小」とされている点について違和感があると感じた。

（事務局） リスク評価シートに記載のリスクはいずれも何らかの形で法令や規則等に違反していることが前提であるため、その内、市民や業者に直接影響があり、市の信用失墜につながるものについて、質的重要性を大とし、市の信用失墜につながらないものについて、質的重要性を小としている。

以 上

令和3年度 第2回 コンプライアンス推進委員会委員出欠席名簿  
(令和4年1月20日～令和4年1月27日書面開催)

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	松井 望	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科教授	委員長	出席
2	亀重 恵美子	税理士	委員長代理	出席
3	白澤 章子	弁護士		出席